

東京都公立大学法人役員報酬基準の変更について

1 地方独立行政法人法の規定について

- 地方独立行政法人は、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに公表する。（変更したときも同様）
- 設立団体の長は、上記の届出があったときは、評価委員会に通知する。
- 評価委員会は、この通知を受けたときは、報酬等の支給の基準が適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

2 報酬等の支給の基準について

（地方独立行政法人法の規定）

- 役員報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

（東京都公立大学法人における役員報酬等の支給基準）

- 都の指定職給料表をベースに年収換算して設計されており、毎年の都人事委員会勧告を踏まえ所要の調整を行っている。

3 変更の具体的な内容について

（金額単位：円）

常勤役員（年俸額）

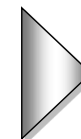
都指定職			法人役員報酬 (現行)	
号給	月額	年額換算	号給	年俸額
1号	706,000	14,282,000	1号	14,282,000
2号	761,000	15,395,000	2号	15,395,000
3号	818,000	16,548,000	3号	16,548,000
4号	895,000	18,106,000	4号	18,106,000
5号	965,000	19,522,000	5号	19,522,000
6号	1,035,000	20,938,000	6号	20,938,000
7号	1,107,000	22,395,164	—	—



都指定職			報酬改定(案) (改定後)	
号給	月額	年額換算	号給	年俸額
1号	708,000	14,383,020	1号	<u>14,383,000</u>
2号	763,000	15,500,345	2号	<u>15,500,000</u>
3号	820,000	16,658,300	3号	<u>16,658,000</u>
4号	898,000	18,242,870	4号	<u>18,242,000</u>
5号	968,000	19,664,920	5号	<u>19,664,000</u>
6号	1,038,000	21,086,970	6号	<u>21,086,000</u>
7号	1,110,000	22,549,650	7号	—

非常勤役員（日額）

現行	
職	日額
理事	35,200
監事	31,700



報酬改定(案)		
職	改定額	端数処理後
理事	35,446	<u>35,400</u>
監事	31,922	<u>31,900</u>

※常勤役員報酬の平均改定率(1.007)を適用

※年額換算は、以下の計算方法による。
 ・(給料月額+地域手当(20%))×12月
 ・期末手当1.25月・勤勉手当2.2月

※年額換算は、以下の計算方法による。
 ・(給料月額+地域手当(20%))×12月
 ・期末手当1.25月・**勤勉手当2.25月**

参考

<地方独立行政法人法（平成15年7月16日 法律第118号）【抜粋】>

（役員の報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画」の第二十六条第二項第三号の「人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。